

Title	コメント サバイバーの生き方
Sub Title	The life in survivors
Author	有末, 賢(Arisue, Ken)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2018
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.23 (2018. 7) ,p.66- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：サバイバーの社会学
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20180707-0066

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

コメント サバイバーの生き方

The Life in Survivors

有末 賢

1. サバイバーの定義

今回の「サバイバーの社会学」の意図は、ヒロシマ・ナガサキの被爆者、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの被災者、犯罪被害者、自死遺族などに共通の「生き残り」(サバイバー)という現象から社会学を構想していくというものであった。それぞれの報告者は、自らの調査研究をもとにして、「サバイバー」というおそらくは、研究者自らはあまり使用してこなかった概念、言葉の下に報告がなされた。

一般的に「サバイバー」の定義は、戦争や大量死、過酷な体験を経て、なお生き残った人々という意味で使用され、トラウマ体験や PTSD など精神医学的な症状や心理的抑圧状況を伴う問題として認知されている。大震災や大量殺人事件などの後に精神科医が現地で PTSD などの症状をケアする場面がメディアなどで紹介されたりするが、これらもサバイバー概念が適用される。また、レイプ被害者や幼児期の虐待体験なども多くは「サバイバー」の名で知られている。通常は経験しないような過酷な体験や筆舌に尽くしがたい体験、消してしまいたいような記憶などを抱えながら生きざるを得ない人々、という意味でもサバイバーと呼ばれている。

精神科医や臨床心理学の世界では、トラウマを抱えた当事者自らが症状を訴えたり、大震災の後の後遺症などのケアを行政の指揮の下で行っている。しかし、社会学は、自覚の有る無しにかかわらず、社会の中にいる人々を対象としているわけだから、「サバイバーの社会学」という視点は、当事者たちだけに向けられているわけではない。むしろ、社会が大量死や個人の耐え難い体験の後に、「生き残り」という感覚をどこまで持っているかという社会の側の問題として、考える必要が出てくる。よく「命の重さ、軽さ」という表現があるが、サバイバーに対しても、生き残りの命と生き残れなかった命との関係性の中で考察していくことが重要であると思われるのである。

今回の高山真さん「生存者が体験を語る意味——長崎被爆者とのライフストーリー・インタビューから」、佐藤恵さん「被災障害者・犯罪被害者の生きづらさとその支援」、金菱清さん「ライティングヒストリーの展開——東日本大震災と 20 年の聴き取り調査敗北宣言」の 3 名の方々の諸報告は、「サバイバー」という概念よりも、むしろ、聴き取りとかライフストーリー・インタビューとか、自伝や手紙・日記などの質的調査方法に関する共通性と異質性の方が浮かび上がった感じがする。それでは、主題について再度考察してみたい。

有末賢「コメント サバイバーの生き方」

『三田社会学』第 23 号 (2018 年 7 月) 66-72 頁

2. 「死別と遺族の社会学」との微妙な差異

普遍化はできないが、私の個人的体験から話を始めたい。私は、2003年2月に当時の妻を自死で失った。「うつ病」で苦しんでいたとは言っても、突然の自死であった。自殺の原因については、一つの原因ではないだろうが、幼児期に性的虐待を経験した「サバイバー」であったことは、精神科医の小西聖子『犯罪被害者の心の傷』¹⁾に事例Eさんとして登場していることから大きな要因であったと言うことができよう。「死別の社会学」というテーマは2003年以来、私の中に芽生えた探究心であった。直接的な心の告白は、匿名でインタビューに応じるという形式で、「最後の瞬間、妻はなにを想ったのだろう」²⁾に残されている。自覚的に「死別の社会学」を構想したのは、有末賢「死別の社会学序説」³⁾が最初であった。「死別と感情」「凍りつく時間」「時間と空間」「記憶と回想」などについて断章的に綴っただけであったが、死別の臨床風景として、まだ傷口から血が噴き出しそうな小論であった、と思われる。次の有末賢「生と死のライフヒストリー——相互・循環・一回性」⁴⁾は、「生活史研究」に引き付けた生と死のライフヒストリー論であった。死別をある程度、客観的な対象として取り上げ、典型的な例として、被爆者のライフヒストリーや死別体験の生活史、自死遺族の経験などを取り上げた。またその後、有末賢「語りにくいこと——自死遺族たちの声」⁵⁾を書いた。これは、2012年9月の日本オーラル・ヒストリー学会第10回大会シンポジウム「語りから『いのち』について考える——聞き難いものを聞き、語り、書く」の報告者として「語りにくいこと——自死遺族たちの声」を報告した、その論文である。「自死遺族」という「語りにくい」ことを抱えている当事者たちにとっての「語り」について考えたことである。さらに、澤井敦さんと一緒に編集した『死別の社会学』（2015年）では、「配偶者との死別と再婚」⁶⁾も執筆した。死別2年後の2005年に私は、現在の妻と再婚した。死別後15年間に、以上のような論稿を発表してきたが、「サバイバー」について積極的に書いたことはなかった。

私にとって、「サバイバー」という言葉は、直接的に「亡き妻」を連想する。しかも、サバイバーであり続けることができなかった妻は、44歳で自らの命を絶った。つまり、サバイバー（生き残り）ではなくなった、ということである。この事実は、「サバイバーの社会学」という客観的な言説を自ら積極的に展開できない、一つの大きな要因になっている。佐藤恵さんのご報告の中にもあった「自死遺族」という存在は、私自らもそうであり、私も前述したように、調査研究をしたこともある。そうすると、私も妻との死別後、「サバイバー」のカテゴリーの中に入るのだろうか？ 客観的にはそうだとすると、主観的には、妻自身のサバイバーとしての壮絶な生き方を身近に知っていただけに、妻との死別後に自らが「サバイバー」と断言し切ることにはできない。「死別の社会学」や「自死遺族」という言葉に自らの感情を乗せて、論稿を書き続けてきたのには、やはり理由があると思われる。

「サバイバーの社会学」と「死別の社会学」では、微妙な差異が存在している。つまり、死別・遺族という言葉が一般的で誰をも含むものであるのに対して、サバイバーはある特殊な「過酷な体験」後の「生き残り」であるという点である。戦争や大量死であっても、戦地での死、

空襲での死と区別されるヒロシマ・ナガサキの原爆被爆者、ナチスによるホロコースト（ユダヤ人強制収容所）の生き残りをわれわれはサバイバーと呼んでいる。阪神淡路大震災（1995 年）から東日本大震災（2011 年）へと大震災と津波被害が、日本列島をほとんど連続して襲った。そこでの「生き残り」をサバイバーと呼ぶことに対しては、まだ完全な合意が存在しているわけではないが、関東大震災（1923 年）の生き残りがもう、ほとんど生存していない現在、震災のサバイバーは、この人たちだと言っても、異存はないと思われる。

また、大量死、死とは結び付いていない場合でも、われわれは「サバイバー」の用語を用いえる。東日本大震災時に起きた福島原子力発電所の事故は、「メルトダウン」を起こした原発事故として、アメリカ・スリーマイル島事故、ソ連・チェルノブイリ事故と並び称される原発の事故であるが、直接的な死者は出ていない。にもかかわらず、福島県の被災地域の避難民の人々をサバイバーと考えても良いだろう。原発時代、核時代を生きるわれわれは、リフトンが言う意味での「我々はすべてヒロシマのサバイバーである」という意味の延長線上にある。浜日出夫がすでに指摘しているとおり、放射線量の高い区域と福島第一原発からの 3km 圏、5km 圏、10km 圏、30km 圏、50km 圏と同心円状をなす避難区域の設定は、爆心地からの距離で被爆者の等級を測った原爆と同様の政策であった。このことから、福島県人、日本人、同時代人というサバイバーの同心円状の図式とも重なっている。

死別や遺族は、時間の関数でもあり、10 年、20 年、30 年、50 年と時間が過ぎていけば、それが例え最愛の人との「永遠の別れ」であったとしても、次第に「生きていく」現実に従って変化していくし、「忘れていく現実」もある。しかし、「サバイバー」は、その現実が社会的なものであり、政治的なものでもあるので、どこかで再び起こっていくという現実がある。大地震や津波は「自然災害」であるが、大震災は、その被害の大きさによって、社会的なものとなるし、「復興」や「防災」「減災」は、それ自体が政治的なものでもある。ナチス・ドイツによるホロコーストの生き残りを「サバイバー」と呼んで、歴史上決して忘れてはいけない記憶であると刻印することは、もはや戦後世界の政治的・思想的出来事でもある。

レイプ被害者や性的虐待の被害者の「生き残り」を特に「サバイバー」と呼ぶことも、フェミニズムや女性解放運動、ジェンダー思想と深く結びついている。死別や遺族という言葉が、無色透明な色のついていない言葉とすると、「サバイバー」は、はっきり自覚を持ったアイデンティティを伴った用語である。だから、「カミングアウト」という現象とも結びついている。原爆被爆者に対する差別と、70 年の時を隔てての福島避難民に対する差別とが社会現象として連続している視点からもサバイバーという用語は注目される必要があるだろう。関東大震災における朝鮮人虐殺や被災障害者への差別などもサバイバーの観点と共通するものがある。この点について、個人的記憶と社会的記憶の観点から、「無かったことにはできない」という体験について次に考えていきたい。

3. 「無かったことにはできない」体験

サバイバーの「生き残り」条件として、過酷な体験とか筆舌に尽くしがたい体験などと言われることが多い。しかし、どんなにつらい体験でも、個人的な体験の場合は、人に伝えようという場合と人には言いたくないという場合に分かれる。これは、それぞれの事情や個人のプライバシーの問題でもあり、ライフストーリーを聞いても、語ってくれないことは人には伝わらない。

しかし、東日本大震災や津波の被害、福島原発事故など社会的な記憶は、人に伝えるべきであり、積極的に語られることが要求される。メディアにおいて、毎年1月17日になると、阪神淡路大震災の記憶が語られ、3月11日になれば東日本大震災の記憶が語られる。そして8月6日は広島原爆、9日は長崎原爆であり、8月15日は終戦記念日である。これらは、今や人々が忘れられない日であると言うよりも、メディアが「忘れてはいけない日」、「無かったことにはできない」ことだと言い続けているからである。私は1953年生まれであるが、子供のころ、ラジオ、テレビなどのマス・メディアでは、「あの日（8月15日）、あなたはどのようにしましたか？」という質問があふれていたが、戦後生まれが大半になっている今日では、この質問は聞かれぬ。であるならば、「3月11日にあなたはどのようにしましたか？」という質問も、何年間持つかわからない。時がたっていく中で、「無かったことにはできない」という社会的記憶の確立が、サバイバーという存在を浮きだたせているのである。

もう一つ、「無かったことにはできない」という主張は、実は、「無かったことにしてしまう」という反勢力の存在が隠れているのである。地震や津波、原発事故などには、およそ考えられないかもしれないが、これは、レイプ被害や性的虐待の実態を考えるとすぐわかることである。アリス・ミラーなどが「沈黙の壁」⁸⁾と呼んだものであり、差別や人権の問題でもある。これは、ハンセン病患者、水俣病患者、原爆症の人々など多くのサバイバーに共通することでもある。「無かったことにしてしまう」という態度は、「歴史修正主義」にも表れており、特に戦争における加害の歴史と被害の歴史を考えるうえで重要な問題である。ホロコーストにおいて、ユダヤ人の強制収容所の歴史を記録しておく意味で、収容所のサバイバー（生き残り）の証言は極めて貴重である。それは、原爆の被爆者も、沖縄戦の生き残りもすべて「歴史の証人」となる。この「無かったことにはできない」という精神は、サバイバーが生きている以上、「闘っている」という態度につながっている。このことは、「サバイバーと社会運動」というもう一つのテーマに結びついている。

シンポジウムの報告者たちは、必ずしも自覚的に彼らの調査報告を「社会運動」の視点から分析はしていなかったが、被爆者も震災被害者も自死遺族も障害者も、社会運動と無縁ではない。現在、「震災記憶のアーカイブ化」など、社会的記憶と記録の問題も議論されている。最後に、サバイバーの社会的記録の問題を考えてみたい。それは、葬儀、墓、終活、エンディング・ノートなど個人の死別の問題とパラレルになる問題とも言えるのである。

4. 個人と社会にとっての「記憶と記録」

サバイバーの記憶は、精神医学や臨床心理学の領域からすると、PTSD やフラッシュバックのような「悪夢」の記憶のようにとらえられている。もちろん、レイプ被害や性的虐待のように、「悪夢」であることも理解できるし、津波のさなかに「手を離したのは『私』」というような罪意識とも結びついているのは理解できる。被爆者の罪意識も、救える命を「見放した」という罪意識であることが多い。

このような個人的な体験の記憶は、サバイバーにとって「つらい記憶」である。しかし、サバイバーを支援する社会的な記憶ということになると、なかなか定まったものがない。復興のモニュメントとして活かされているのは、神戸の三宮駅近くにある「慰霊と復興のモニュメント・1.17 希望の灯り」くらいではないだろうか。サバイバーは、社会的記憶にとって重要なのであるが、日韓関係で問題となっている慰安婦問題の「少女像」のようにこじれると、加害と被害の感情問題となってしまって、解決が難しくなる。

ここは一つ発想を転換して、個人にとってのサバイバーの記憶を死別と逝ってしまった人への「慕情」として記憶されたらどうであろうか？ 昨年、倉本創の脚本で話題となった『やすらぎの郷』の主題歌となった中島みゆきの「慕情」は、見事に「逝ってしまった人」への「想い」を歌い上げていて見事である。

1. 愛より急ぐものが どこにあったのだろう
愛を後回しにして何を急いだのだろう
甘えてはいけない 時に情けは無い
手離しでならぬ筈の何かを 間違えるな
振り向く景色はあまりに遠い
もいちどはじめから もしもあなたと歩きだせるなら
もいちどはじめから ただあなたに尽くしたい
2. 海から生まれて来た それは知っているのに
どこへ流れつくのかを知らなくて怯えた
生き残る歳月 ひとりで歩けるかな
生き残らない歳月 ひとりで歩けるかな
限りない愚かさ 限りない慕情
もいちど出逢いから もしもあなたと歩きだせるなら
もいちど出逢いから ただあなたに尽くしたい
3. 少し嬉しかった事や 少し悲しかった事で
明日の行方は たやすくたやすく

翻るものだから
甘えてはいけない 時に情けは無い
手離してならぬ筈の何かを 間違えるな

4. 限らない愚かさ 限らない慕情

もいちどはじめから もしもあなたと歩きだせるなら
もいちどはじめから ただあなたに尽くしたい
もいちどはじめから もしもあなたと歩きだせるなら
もいちどはじめから ただあなたに尽くしたい

例えば、2 番の「生き残る歳月 ひとりで歩けるかな 生き残らない歳月 ひとりで歩けるかな」の部分は、生き残ったサバイバーだけを見ているのではなく、先に逝ってしまった人を「ひとりで歩けるかな」と心配しているのである。また、「愛より急ぐものが どこにあったのだろう 愛を後回しにして何を急いだのだろうか」は後悔であるが、生きている人は、何かと「愛を後回しにして」生きている。「限らない愚かさ 限らない慕情」なのだ。

この「生き残ることの愚かさ」を知って、ある意味ではサバイバーの生き方は完成する。だから、「旅はまだ終わらない」(中島みゆき「ヘッドライト・テールライト」より)。

【註】

- 1) 小西聖子『犯罪被害者の心の傷 [増補新版]』白水社、2006 年、95-121 頁。初版は、1996 年であり、小西先生との面談は 94～95 年ころ実施された。
- 2) 平山正実監修、グリーフケア・サポートブラザ編『自ら逝ったあなた、遺された私——家族の自死と向き合う』(朝日選書) 所収、朝日新聞社、2004 年、71-84 頁。
- 3) 有末賢「死別の社会学序説」山岸健[責任編集]草柳千早・澤井敦・鄭暎恵[編集]『社会学の饗宴 I 風景の意味——理性と感性』所収、2007 年、3-25 頁。
- 4) 有末賢「生と死のライフヒストリー——相互・循環・一回性」『法学研究』第 84 巻第 6 号、2011 年 6 月、77-106 頁。後に有末賢『生活史宣言——ライフヒストリーの社会学』結章に収録。慶應義塾大学出版会、2012 年、335-363 頁。
- 5) 有末賢「語りにくいこと——自死遺族たちの声」『日本オーラル・ヒストリー研究』第 9 号、2013 年 9 月、36-46 頁。
- 6) 有末賢「配偶者との死別と再婚」澤井敦・有末賢編著『死別の社会学』青弓社、2015 年、118-142 頁。
- 7) 浜日出夫「はじめに」浜日出夫・有末賢・竹村英樹編著『被爆者調査を読む——ヒロシマ・ナガサキの継承』慶應義塾大学出版会、2013 年、iii-iv 頁。
- 8) アリス・ミラー (山下公子訳)『沈黙の壁を打ち砕く——子どもの魂を殺さないために』新曜社、1994

年、ほかに森田ゆり編著『沈黙をやぶって』築地書店、1992 年、も参照。

(ありすえ けん 亜細亜大学都市創造学部)